

環境ガイドライン担当審査役設置要領

○ 環境ガイドライン担当審査役

- 本行は、本行の投融資担当部署(融資業務を行う業務部署および環境審査部署)から独立した機関として環境ガイドライン担当審査役3人以内を置く。
- 各異議申立については、いずれかの環境ガイドライン担当審査役が担当することとする。当該異議申立を担当する環境ガイドライン担当審査役は、他の環境ガイドライン担当審査役の意見を踏まえて報告書を作成する。

○ 環境ガイドライン担当審査役の任命

- 環境ガイドライン担当審査役は、以下の要件を満たすものの中から、取締役会が選考委員会の意見を踏まえて任命する。
 - ① 本行業務と利害関係がないこと。
 - ② 日本語及び英語に堪能であること。
- 環境ガイドライン担当審査役は、以下の知見を有することが望ましい。
 - ① 法律に関する知見
 - ② 環境社会配慮に関する知見
 - ③ 国際金融に関する知見
- 上記選考委員会は、産業界、開発途上国政府、NGO、本行等の中から本行が公平にかつ適正に選定した者により構成される。

○ 環境ガイドライン担当審査役の任期

環境ガイドライン担当審査役は、任期を原則2年とし、1回に限り再任されることができる。なお、本行は、環境ガイドライン担当審査役の退職後3年間は当該人物を雇用しないものとする。

○ 事務局

- 本行は、環境ガイドライン担当審査役に関する事務を処理するため、事務局を置く。
- 事務局員は3名前後の本行職員から構成される。

○ 施行

- 本要領は、2022年7月1日より施行する。

以 上